

茨城労働局発表
令和6年8月5日(月)

【照会先】
茨城労働局労働基準部賃金室
室長 川野 義光
室長補佐 鈴木 洋昭
(直通電話) 029 (224) 6216

令和6年度茨城県最低賃金の改正答申について － 引上げ額は52円 －

茨城地方最低賃金審議会(会長 清山 玲)は、本年7月25日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参考に、茨城県における各種経済指標などを勘案して慎重に審議した結果、本日8月5日、茨城労働局長(澤口 浩司)に対し、現行の最低賃金の時間額953円を52円引上げて(引上率5.46%)、1,005円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

本年においては、原材料価格の高騰や物価の上昇、加えて円安の進行により、中小企業・小規模事業者の経営状況への影響は二極化している。人件費の価格転嫁が円滑に進められるよう、地域の経済と文化を支えてきた中小企業・小規模事業者に対する国及び県の多くの支援策をいっそう使い易くきめ細かな支援制度へと改善することを要望したい。加えて、最低賃金の引き上げが働く人の就業調整につながるものがないように、働き方に中立な税・社会保険制度等に体系的に整備するよう国に求める。茨城労働局に対しては、茨城県内自治体と連携して、各種支援策を必要とする中小企業・小規模事業者へ、周知啓発等による制度の一層の利活用の促進を求める旨、答申に盛り込まれました。

これを受けて、茨城労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本年度の茨城県最低賃金の改正を決定する予定です。

(参考)

茨城県最低賃金の改定額及び対前年度引上率、引上額の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(答申)
最低賃金改定額	851円	879円	911円	953円	1,005円
対前年度引上率	0.24%	3.29%	3.64%	4.61%	5.46%
対前年度引上額	2円	28円	32円	42円	52円

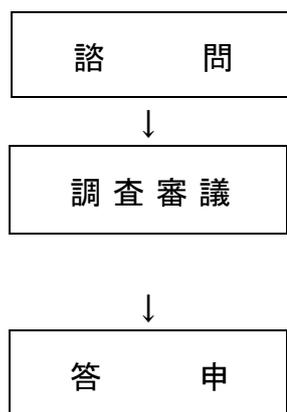
※引上率は、四捨五入の数値である。

(参考)

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

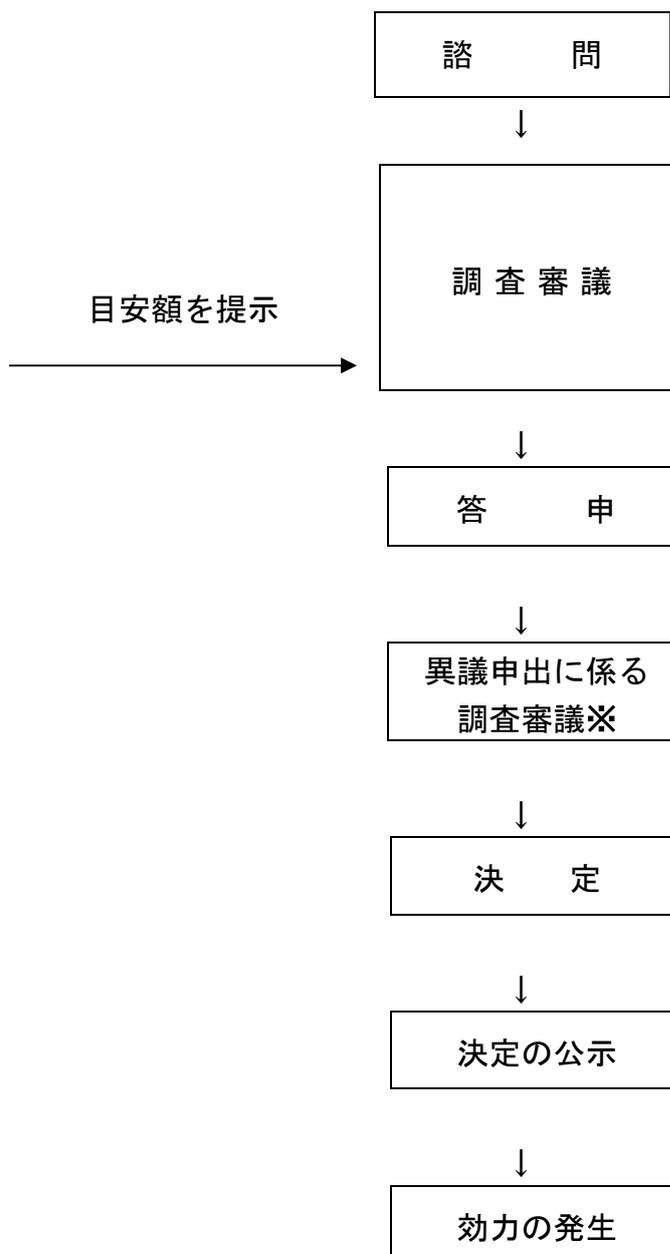
中央最低賃金審議会

【目安審議】



地方最低賃金審議会

【地域別最低賃金審議】



※ 関係労使から異議申出があった場合に開催される